

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第十一号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十月十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条の表を次のように改める。

名称	組織	
	部科室及びセンター名	担当名
循環器・呼吸器病センター	循環器内科 腎・高血圧内科 心臓外科 血管外科 放射線科 呼吸器内科 緩和ケア科 呼吸器外科 消化器外科 脳神経外科 リハビリテーション科 麻酔科 病理診断科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 実験検査部 リハビリテーション部	

<p>がんセンター</p>						
<p>血液内科 乳腺腫瘍内科 乳腺外科 緩和ケア科 精神腫瘍科 消化器内科 内視鏡科 消化器外科 呼吸器内科 胸部外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 婦人科 頭頸部外科 皮膚科 泌尿器科 歯科口腔外科 麻酔科 放射線治療科 放射線診断科 病理診断科 腫瘍診断・予防科</p>	<p>新館等準備担当</p>	<p>業務部 医事・経営担当 管財担当 会計担当 総務・職員担当</p>	<p>地域医療連携室</p>	<p>医療安全管理室</p>	<p>看護部</p>	<p>臨床工学部</p>

	<p>放射線技術部 検査技術部 臨床工学部 薬剤部 栄養部 看護部 医療安全管理室 治験管理室 地域連携・相談支援センター 緩和ケアセンター 臨床腫瘍研究所 図書館 事務局 管理部 業務部</p>									
<p>総務・職員担当 会計担当 管財担当 医事・経営担当 用度担当</p>	<p>小児医療センター 総合診療科 新生児科 代謝・内分泌科 消化器・肝臓科 腎臓科 感染免疫・アレルギー科 血液・腫瘍科 遺伝科 精神科 神経科 循環器科 放射線科 外科 整形外科・リハビリ</p>									

精神医療センター

				第一精神科
				第二精神科
				第五精神科
				第六精神科
				第七精神科
				依存症治療研究部
				外来・地域支援科
				療養援助部
				検査部
				薬剤部
				栄養部
				看護部
				医療安全管理室
事務局		管理業		
務部		総務・職員担当		
		管財担当		
		医事・経営担当		
		会計担当		
		用度担当		

第九条第一項の表を次のように改める。

病院		組織		職		職務	
循環器・呼吸器病センター		医療安全管理室		病院長		上司の命を受け、当該機関が分掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。	
		医療安全管理室		センター付		上司の命を受け、センターの特定事務に従事する。	
		副病院長				上司の命を受け、医療安全管理室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	
						病院長を助け、医療安全管理室、地域医療連携室及び事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定され	

小児医療センター	がんセンター						地域医療連携室						
	図書館	所	臨床腫瘍研究所	緩和ケアセンター	支援センター	地域連携・相談支援センター	治験管理室						
副病院長	図書館長		臨床腫瘍研究所長	緩和ケアセンター長	相談支援センター長	地域連携・相談支援センター長	治験管理室長	副病院長	地域医療連携室長				
病院長を助け、医療安全管理室、治験管理室、地域連携・相談支援センター及び事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督		上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。		上司の命を受け、臨床腫瘍研究所の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。		上司の命を受け、緩和ケアセンターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。		上司の命を受け、地域連携・相談支援センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。		上司の命を受け、治験管理室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。		た事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	

第九条第二項の表を次のように改める。

病院	組織	職	職務	事務局								
				科	部	局長	副局長					
				科長	部長	副局長	局長	精神医療センター	地域連携・相談支援センター	治療室	治療管理室	
			上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督	科長	部長	副局長	局長	副病院長	相談支援センター長	長	治療管理室	及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
			上司の命を受け、科の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	科長	部長	副局長	局長	副病院長	相談支援センター長	長	治療管理室	上司の命を受け、地域連携・相談支援センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
			上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督	科長	部長	副局長	局長	副病院長	相談支援センター長	長	治療管理室	病院長を助け、医療安全管理室及び事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
			上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督	科長	部長	副局長	局長	副病院長	相談支援センター長	長	治療管理室	病院長を助け、医療安全管理室及び事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

<p>がんセンター</p> <p>循環器・呼吸器病センター</p>	<p>精神保健指導</p> <p>幹</p>	<p>し、事務を整理する。</p> <p>上司の命を受け、特に指定された困難な精神保健及び精神障害者の療養に関する援助の事務に従事するとともに、当該指定事務について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>
<p>副室長</p>	<p>主幹</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>
<p>医長</p>	<p>主査</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された高度の医療技術を必要とする診療等の事務に従事するとともに、診療等の事務の総括の事務に従事する。</p>
<p>医員</p>	<p>感染症対策部長</p>	<p>上司の命を受け、医師又は歯科医師の行う事務に従事する。</p>
<p>がんセンター</p>	<p>通院治療部長</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>
<p>小児医療センター</p>	<p>参事</p>	<p>上司の命を受け、小児医療センター新病院の運営に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。</p>

科及び所		部（事務局の部を除く。）及び所						岩槻
								診療所
副部長	部長	看護師長	副技師長	主査	技師長	副部長	主席技師長	岩槻診療所長
<p>揮監督する。</p> <p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>揮監督する。</p> <p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>揮監督する。</p> <p>上司の命を受け、特に指定された病棟、外来診療棟等における看護事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。</p>	<p>揮監督する。</p> <p>上司の命を受け、相当高度の知識、経験等が必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。</p>	<p>揮監督する。</p> <p>上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>揮監督する。</p> <p>上司の命を受け、高度の知識、経験等が必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。</p>	<p>揮監督する。</p> <p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>揮監督する。</p> <p>上司の命を受け、極めて高度の知識、経験等が必要とする特に困難な診療放射線技師又は臨床検査技師の行う事務に従事する。</p>	<p>揮監督する。</p> <p>上司の命を受け、岩槻診療所の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>

		がんセ ンター		臨床 腫瘍 研究 所		主席主幹		上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	
図書 館		主幹		主任研究員		主幹		上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	
主査		主幹		専門研究員		主任研究員		上司の命を受け、極めて高度の専門的技術の研究に従事する。	
主査		主幹		専門研究員		主任研究員		上司の命を受け、高度の専門的技術の研究に従事する。	
主査		主幹		専門研究員		主任研究員		上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成二十八年十二月二十七日から施行する。
(埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程)
- 2 埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。
第十五条、別表第二及び別表第三中「所長」を「臨床腫瘍研究所長」に改める。
(埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程)
- 3 埼玉県病院局職員給与規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。
別表第九イの病院の部がんセンターの項三級の欄中「所長」を「臨床腫瘍研究所長」に改め、同部小児医療センターの項三級の欄中「地域連携・相談支援センター長」の次に「岩槻診療所長」を加える。
別表第十二の職の欄中「所長」を「臨床腫瘍研究所長」に改め、「通院治療部長」の次に「岩槻診療所長」を加える。